



冬のはじまりの増毛町 旧商屋丸一本間邸
(北海道指定有形文化財)

平成13年11月25日発行 第247号 隔月1回25日発行

ぎょうせいしよし ほっかいどう

行政書士 北海道

2001年11月

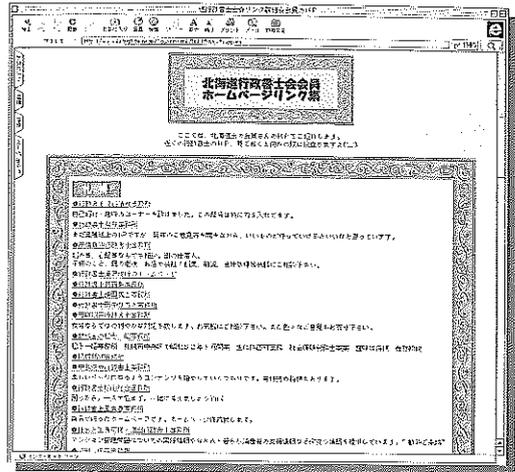
No.247

ホームページコーナー

「いよいよ」か「待ちに待った」か、冬がやって参りました。みなさまいかがお過ごしでしょうか？寒い冬の始まりには、暖かい部屋の中でネット・サーフィンを楽しんだり、自分のホーム・ページに手を加えたりと楽しいことがたくさんあります。

会員ホームページリンク集のデザインをリニューアルしました。また、会員のリンクを追加しました。札幌支部では、澤田康則会員、汲田佳奈会員、堀内正己会員、岡崎哲也会員を追加しました。網走支部では、廣木保博会員を追加しました。事務所のホームページを立ち上げたら、ぜひメールにてご連絡してください。メールアドレスは、gyosei@mrd.biglobe.ne.jpです。また、任意会のホームページは、現在のところ北海道運輸関係行政書士協会のみとなっております。他の任意会のホームページもぜひ掲載しませんか？

【ホームページ担当 田中浩貴】



パソコン行政書士通信 【ニュース特集】

財産評価基準がオンラインで！

<http://www.rosenka.nta.go.jp/>

相続や遺贈、贈与の業務に必須の路線価図や倍率表をインターネットで確認することができます。いずれもPDFファイルとして保存することができるので、印刷することが可能です。

建設業情報管理センター

<http://www.ciic.or.jp/>

このサイトでは、経営事項審査の結果を確認することができます。

ビジネスデータバンク

<http://www.nextlink.ne.jp/info/databank/>

法律から税務、労務まで、ビジネス・シーンにおけるあらゆる法律問題について具体的な回答が掲載されています。事務所のニュース・レターの参考にもなります。

タビスランド

<http://www.tabisland.ne.jp/index.htm>

会計業務を行っている事務所必見のサイトのひとつです。

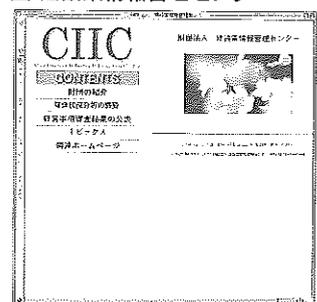
google

<http://www.google.com/>

検索スピードの速さはピカイチでしょう。

あなたの「お気に入り」は？
業務に関するサイトや同業者、隣接他士業者や官公署、
その他面白サイトなどなど、
ぜひみなさまのお気に入りサイトをご紹介ください。

建設業情報管理センター



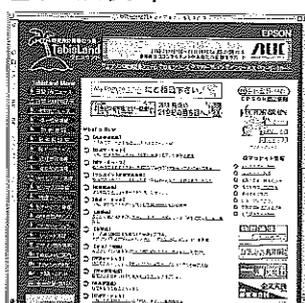
<http://www.ciic.or.jp/>

財産評価基準



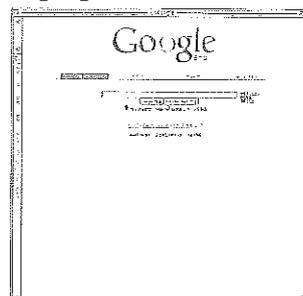
<http://www.rosenka.nta.go.jp/>

タビスランド



<http://www.tabisland.ne.jp/index.htm>

google



<http://www.google.com/>

ビジネスデータバンク

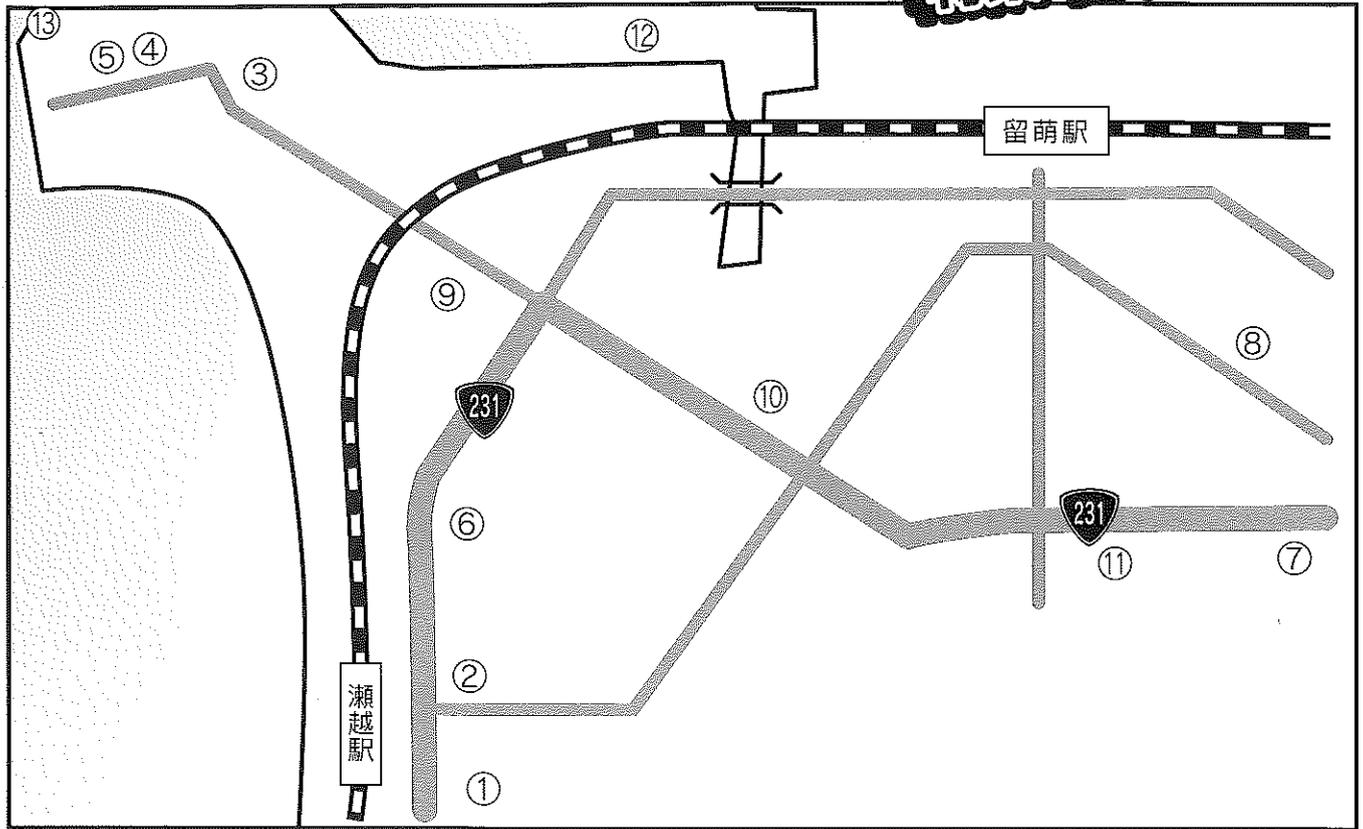


<http://www.nextlink.ne.jp/info/databank/>



map

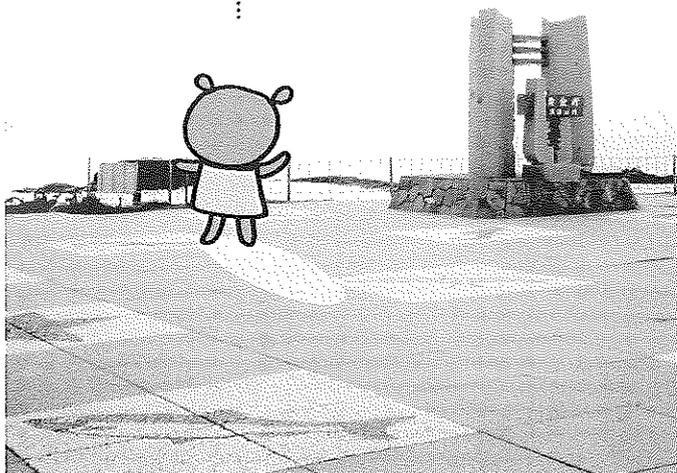
特集! 留萌



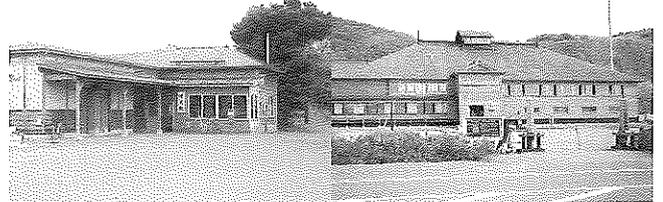
13

- ① 法務局 留萌支局
- ② 留萌税務署
- ③ 留萌社会保険事務所
- ④ ハローワーク留萌
- ⑤ 留萌労働基準監督署
- ⑥ 留萌開発建設部
- ⑦ 留萌支庁
- ⑧ 留萌警察署
- ⑨ 留萌市役所
- ⑩ 蛇の目寿司
- ⑪ 焼肉 高麗館
- ⑫ 留萌港
- ⑬ 黄金岬

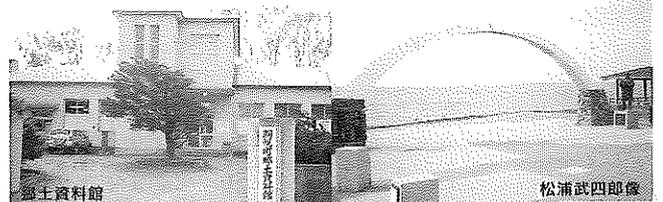
夕日がきれい……



駅舎

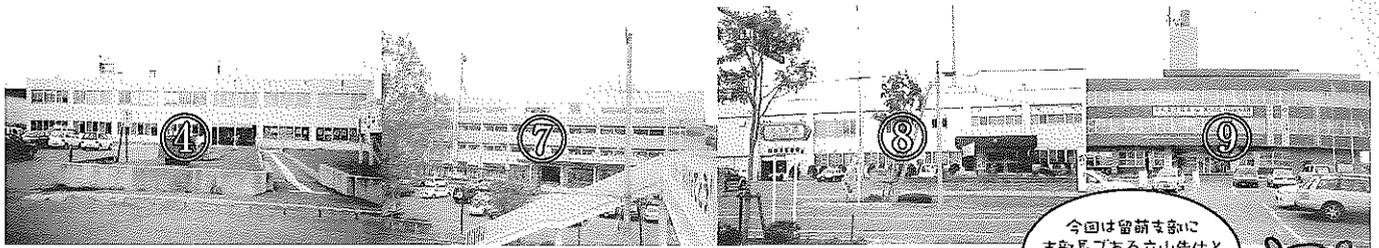


旧花田家



郷土資料館

松浦武四郎像



今回は留萌支部に
支部長である立山先生と
羽幌の梅澤先生を
お訪ねしました。



1

留萌のお役所

- | | | |
|------------|---------|--------------------|
| ①法務局 留萌支局 | 大町2丁目 | TEL (0164) 42-0468 |
| ②留萌税務署 | 寿町3丁目 | TEL (0164) 42-0661 |
| ③留萌社会保険事務所 | 大町3丁目 | TEL (0164) 43-7211 |
| ④ハローワーク留萌 | 大町2丁目 | TEL (0164) 42-0388 |
| ⑤留萌労働基準監督署 | 大町2丁目 | TEL (0164) 42-0463 |
| ⑥留萌開発建設部 | 寿町1丁目 | TEL (0164) 42-2311 |
| ⑦留萌支庁 | 住之江町2丁目 | TEL (0164) 42-1511 |
| ⑧留萌警察署 | 高砂町3丁目 | TEL (0164) 42-0110 |
| ⑨留萌市役所 | 幸町1丁目 | TEL (0164) 42-1801 |

2

立山先生の事務所を お訪ねしました

まずは、ヤクルトスワローズを率いて今期セントラルリーグを制覇された留萌ご出身の若松監督をはじめ、留萌市民の皆様おめでとございます。

ありがとうございます。でも、僕が留萌に出てきたのは昭和35年頃だから、監督本人との個人的な交流は無いんだけどね。

その昭和35年頃はどうか？

そうだね、今の東雲町（新市立病院）あたりまでは沼地だったからね。

そのころの基幹産業は漁業でしたか？

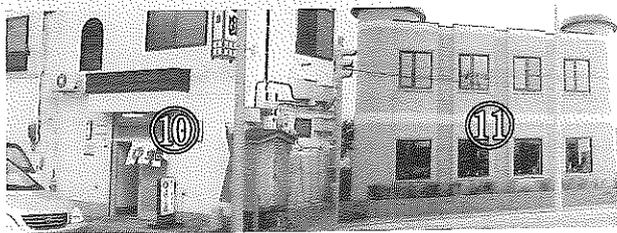
そうだね、漁業だね。羽幌の方面に行くと炭坑もあったしね。僕は昭和27年に留萌高校卒業して、それからいろいろあって、留萌に出てきたのは昭和35年頃だったんだけど、そのとき留萌で司法書士、土地家屋調査士、行政書士と海事代理士の4つの資格を持った事務所の補助者として勤めていて、昭和45年に開業したわけだけど、行政書士の仕事と言っても昔は役所に出す書類とかいろいろあったでしょう。今はほとんど土地家屋調査士に付随した手続きくらいしかやってないんだ。

それで、去年支部長が亡くなって、そのあとを引き継いだためか急に車庫証明の仕事を依頼されるようになってきたよ。

この町のピーク時の昭和40年代には人口も5万人くらい居たんだよな。そのころはそれがニシンが捕れなくなったり、炭坑が無くなったりでどんどん人が居なくなって、今は2万8千人くらいかな。

留萌ではほとんどが兼業で専門の人は3人だけなんだよね。





● 支部の活動は如何ですか？

今やっていることと言えば、北日本有線での街頭放送を毎日流してますよ。内容は「行政書士会からのお知らせです。建設業、車庫証明その他各種許可を取りたいとき、土地・建物を売買、賃貸、贈与したいとき、相続遺言お金の貸し借り公正証書作成などこんな時は行政書士にご相談下さい。行政書士はあなたにご満足するようにご相談に応じます。」ってね。

それと毎年の事なんだけど、今年は10月20日に行政評価局とタイアップして許認可手続無料相談会をやります。留萌新聞に広告を3日間入れたり、チラシ配ったりして周知はしているよ。この相談会には行政評価局のほか、法務局、税務署、社会保険事務所、留萌市、人権擁護協議会も共催しているんだけど、これがね、うちの支部の一大イベントで、前の支部長からも続けるよう頼まれていましたね。

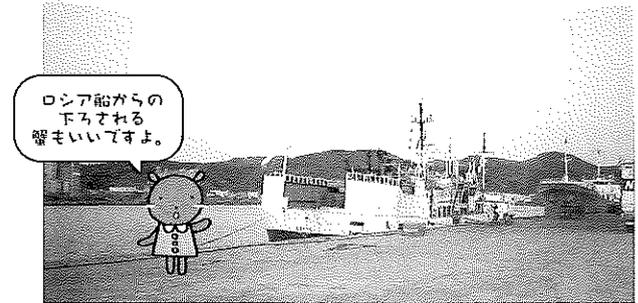
趣味はゴルフかな。履歴は長いんだけど、なかなか頭と体が付いてこないね。

最近では観光にしても、なんにしてもずーと増毛に押されっぱなしだな。そもそも、増毛の方が活気があるようですね。そもそも、この地方は増毛の方から開けてきたようですね。昔は裁判所も増毛にあったんだ。これから支部も統合されるしね。

● 取材のご協力ありがとうございました。



立山先生



ロシア船がらの下ろされる蟹もいんですよ。

3

留萌の旨いもの!!

⑩寿司 蛇の目寿司

ここの寿司は最高だ。いっぺん食すべし。

⑪焼肉 高麗館

狂牛病騒ぎにも関わらず、大変盛況なお店です。豚足など、めったに味わえないおいしさです。

増毛町 国稀酒造

120年前の建物です。利き酒のコーナーもあります。運転手の方はくれぐれも飲み過ぎに注意しましょう。

⑭増毛駅

高倉健さん主演「駅・ステーション」のロケ地です。しばし映画の世界に浸ってみてください。

4

羽幌の梅澤先生の事務所をお訪ねしました。

● 羽幌といえば天売・焼尻が有名だが。

梅澤先生ー天売・焼尻への航路は、昔は苫前から出ているが、港が整備され現在の羽幌からの航路になったんだよ。

最近の羽幌はいかがですか？

昭和8年には羽幌まで鉄道がのびて、昭和16年に築別、昭和33年に北の遠別までつながったんだ。鉄路が無くなって寂しくなったね。

留萌支部さんは16名ですがいかがでしょうか？

留萌・羽幌・遠別で離れているので支部として会合があるのは年1回の総会の時ぐらいなんです。

羽幌の人口は現在9千人で、多いときは2万8千人昭和30年代後半で当時は炭坑が中心でした。羽幌炭坑があり札幌にもある第五ビルが羽幌炭坑でここをやめた人が第五タクシーを始めたん。羽幌炭坑はピーク時には100万トンを生産していたんだよ。炭坑が無くなってから人口が減り続けた。最近は夏の観光産業とは行ってもここは通過される場所なんでね……ヘッヘッ。

ところで梅澤先生は、土地家屋調査士でもいらっやいますか、開業当初は、ちょうどバブルの始まりの頃ですがその当時はいかがでしたか？

やはり中心となる業務は土地関係の仕事ですね。それでも最近の仕事の量そのものが減ってきてますね。

開業する前は昭和30年後半から開業した平成元年の間までの30余年は羽幌町の役場にいました。農家の人がやめられて、農地を転用されるとか、地目を変更されるとか、分筆されるとか、そんな仕事が多いですね。最近では農家をやめたくても土地を買ってくれる人がいないんですね。そのままにしておけないので、誰かに名義を貸さなければなりませんね。名義は貸したけれど草ぼうぼうと言った状態ですね。台帳上では作っている事になってはいますが事実上は休耕地と言った状態ですね。ここは米作中心ですのでなおさらですね。最近ではアスパラとかトマトとか長芋とかの生産も増えているようですよ。

この辺はサンセットビーチとか海水浴場がたくさんありますね。

そうですね、夏になると海水客が多いですね。テントを張って遊んでから、近くの温泉に入ってから帰路に着く人が多いですね。

石炭が盛んな頃はここの港から出したんですが、最近では天売・焼尻に向かう航路以外は漁港ですね。

来年4月に支部が統廃合されますがその点はいかがでしょう？

そうですね、今でも年に1度総会の時しか集まらないものですから、どうなるんでしょうかね。ここから旭川だと車で2時間半はかかりますね。

ところで先生のご趣味はなんですか？

アマチュア無線ですね。名前だけは古い方ですが、最近はやってないですね。アンテナとかそのほかの事情も有り、最近ではインターネットなんかもありますね。

「この町のこれは有名」という店を教えてくださいませんか？

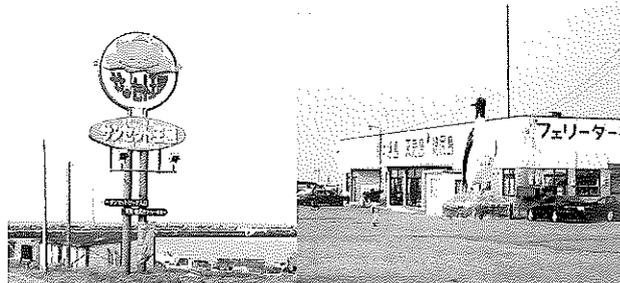
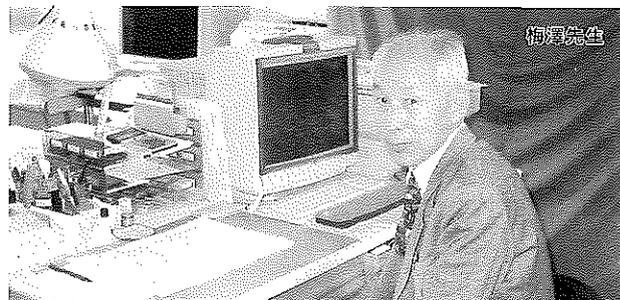
そうだね、ここは割と「そば」が有名なんです。『グットマン』という店が有名です。(羽幌町3条3丁目)あと、『エビ』ですかね。羽幌の漁獲高の半分は甘エビなんです。9月のはじめに「オロロンノ里はぼろ味まつり」がありますので、来てください。

島の方には世界的にも大変貴重なオロロン鳥など多くの海鳥のコロニーがあります。オロロン鳥はここロシアの一部にしか生息していない鳥で、観光客が入って地面を踏み荒らすとのことで、それを保護するために遊歩道(橋)を造ったけれど、かえってその橋のきしむ音が良くなかったようです。

この町にもその海鳥保護と研究を目的とした北海道海鳥センターがあります。ここで世界の学者が集まって会議をする予定だったんですが、今回の同時多発テロ事件で中止になりました。ここにもこの事件の影響があるんですね。

ここに来るなら、やはり7月ですね。8月になると海が荒れますのでね。

長い間ありがとうございました。



「代理権」って何だろう? ~ 何ができるの行政書士 ~

今回は、行政書士法第1条の2~改正後のキーワードとなる文言について文献を調べ、定義をしてみました。そして、「できることとできないこと」の輪郭をある程度、明確にしたといえます。

しかし、では「代理」とはどこまでを指すのか。今回はその「代理」という意味を編集委員でいろいろと調べ、考えてみました。



① まずは他士業の代理権はどうか調べてみました。

民代理という考え方が各士業法に明示されているのは弁護士、弁理士、行政書士の三資格だけです。社会保険労務士においては「事務代理」(東地判平5.3.8) 税理士は「税務代理」、司法書士は「登記又は供託に関する手続について代理・法務局又は地方法務局に対する(中略)審査請求の手続について代理」とのみ各士業法の中で明示されています。それ以外の「代理」という定義を記載した資料は探し出すことができなかったのです。

結果、代理とは民法の考え方が基本であり、その中でこの範囲はできるという「〇〇代理」なるものを明示した場合に限りこの「〇〇」に当てはまるものだけが許されるものと解釈されます。

もう一つの見方をすれば、「代理」というものが取って取沙汰されたこともなかったのだろうし、そのものについて深く考える機会すらなかったものと考えられます。そういう意味では一口に代理と言っても様々な定義があり、解釈もいろいろとあります。

② では、今回の行政書士法第1条の3第1号・第2号についてはどのように解釈をすればいいのだろう。

内部資料としては「行政書士とうきょう」「函館支部会報」等を参考にしました。まずは再度、改正後の法律を見てみよう。

行政書士法【改正後】

第1条の3

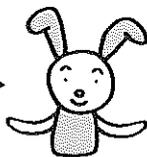
行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、業務を行うことができない。

1. 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する手続について代理すること。
2. 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
3. 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

これに関し、「行政書士とうきょう」町田支部の戸口勤氏はこのように記載しています。

「本号(第1条の3第1号)の代理は、民代理の本条第2号との代理とは少し概念を異にし、純然たる公法上の代理(行政機関から行政機関に対する委任等による代理)とも少し概念を異にし別に論じなければならない。(中略)本号の代理は、行政手続上の代理であるので準公法上の代理とも考えられるが、申請人である本人の申請意思に基づき行政書士が代理人として『提出手続代理』行為を行う点で民法上の代理の法理論を一部分的に類推適用でき得ると解釈する。」

また、資料2に「函館支部会報」をP10~P11に掲載してあるので併せて参照して下さい。



次に、第1条の3第2号についての代理の概念ですが、

「第2号の代理は、当事者間における『意思の合致』を得る為の代理が中心である。(中略)第2号の代理は『契約締結代理業務』が前提として存在し、その代理人として契約書を作成する意味であると解する事ができるからである。」

と戸口氏は述べている。

(詳細は「行政書士とうきょう2001.7~9」)

ここでは大きく分けて我々の代理に関して、もし「〇〇代理」と定義づけるとすれば、「提出手続代理」と「契約締結代理」という概念に分けることができる。

これに関しては、総務省自治行政局行政課の二瓶博昭氏が書いた『地方自治』(地方自治制度研究会)646号(最新号)の92~96頁「行政書士法の一部改正について」(資料1)をご参照下さい。

行政書士法の一部改正について

仁瓶博昭
(経務省自治行政局行政課)

一 はじめに

行政書士法の一部を改正する法律(平成一三年法律第七七号。以下「改正法」という。)が本年六月二二日に成立し、同年六月二七日に公布された。本法は、平成一四年七月一日から施行されることとなっている。

行政書士法は、その制定および数次にわたる改正の多くは議員立法により行われてきた経緯があり、今回の改正についても、議員立法により行われたものである。

すなわち、本年四月一〇日、自由民主党政務調査会の総務部会において改正法案が了承された後、各党間の調整を経て、六月五日に衆議院総務委員会委員長提案として国会に提出され、六月七日に衆議院本会議で賛成多数により可決、六月二一日に参議院総務委員会で可決、翌六月二二日に参議院本会議で賛成多数により可決・成立した。

今回の改正は、行政に関する手続の円滑な実施および国民の利便向上の要請への的確な対応を図るため、目的規定を整備し、行政書士が作成することができる書類に係る官公署への提出手続を代理することおよび行政書士が作成することができる契約その他の書類を代理人として作成すること等の業務を行政書士の業務として明確化するとともに、日本行政書士会連合会が行政書士の登録をしたときに行政書士証票を交付するものとする内容を内容とするものである。

以下、本改正の主要な内容について説明することにする。なお、本文中意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておく。

二 主な改正内容

(1) 目的規定の整備

改正の第一点は、行政書士法の目的規定を整備したことである。すなわち、行政書士法は「行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることに資することにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする」とこととされたものである(改正後の行政書士法(以下「新法」という。)第一条)。

行政書士は、官公署に提出する書類の作成のみならず、私人間の権利義務や事実証明に関する書類の作成についても、その業務範囲とするところである。

しかし、改正前の行政書士法(以下「旧法」という。)第

第六四六号 行政書士法の一部改正について

一条では「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする」とされており、この規定のままでは「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し」の部分のみに着目して解釈した場合、行政書士法第一条の二との関係で、ともすれば本条が「官公署に提出する書類」に過度に重点が置かれており、したがって、行政書士の業務のうち「権利義務または事実証明に関する書類」を作成することは行政書士法の目的を逸脱しているのではないかと、との誤解を招く可能性があった。

このため、新法第一条においては、「あわせて」と記載することにより、行政書士法は「行政に関する手続の円滑な実施に寄与」することとあわせて、「国民の利便に資すること」とを目的としていることをあらためて明確化したものである。つまりこの規定の整備は、私人間の権利義務や事実証明に関する書類の作成についても、行政書士が大きな役割を担っていることをあらためて明示したものである。

(2) 業務の明確化

改正の第二点は、行政書士が作成することができる書類の官公署への提出手続について代理すること、および行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成することが、新たに行政書士の業務として位置づけられたことである(新法第一条の三)。

旧法では、行政書士は、第一条の二において、官公署に提出する書類その他の権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができる規定されるとともに、第一条の三において、官公署に提出する書類の提出手続の代行及び当該書類の作成に関する相談に応ずることができることとされていた。今回の改正では、第一条の二に規定する業務については変更はなく、第一条の三において、他人の依頼を受け報酬を得て、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項を除き、次の各号に掲げる事務を業とすることができることとされたところである。以下、新法第一条の三の各号の内容について説明する。

① 行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続について代理すること(新法第一条の三第一号)

旧法第一条の三においては、官公署に提出する書類の提出手続の代行及び当該書類の作成に関する相談について規定されていたが、このうち書類の提出手続の代行に関しては、許可申請や届出の書類を依頼人に代わって官公署に提出する際に、窓口において書類の不備等があった場合、あくまで提出手続を代って行う「使者」としての行政書士は、依頼人の意思を確認しなければ訂正をすることができないものとされてきた。しかし、依頼人にとっても、このような手順を踏む

「代理権」って何だろう? ~ 何ができるの行政書士 ~

ことは非常に煩雑であり、円滑な手続に支障があることから、従来より許認可申請や届出等の手続業務について、代理権を付与することが求められてきたものである。

そこで、今回の改正において、行政書士が作成することができる書類の官公署への提出手続について代理することができることとされたものである。

この規定により、行政書士は許認可申請、届出等の手続について代理する場合には、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことができることとなるものであり、行政に関する手続きの円滑な実施が促進されることが期待されることである。

② 行政書士が作成することができる契約その他の書類を代理人として作成すること（新法第一条の三第二号）

本号の業務については、今回の改正において新たに規定されたもので、行政書士が代理人として契約その他の書類を作成することができることとしたものである。ここでいう「代理人として」とは、契約等についての代理人としての意であり、直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。またこの規定により、行政書士は契約書に代理人として署名し、契約文言の修正等を行うことができることとなる。

なお、本号に規定する業務は、行政書士でない者でも行うことができる非独占業務として新たに位置づけられたが、今回の改正では、第一条の二および第十九条の規定については何ら改正されていないところであり、第一条の二に規定する業務については、従来どおり行政書士の独占業務として位置づけられている。したがって、これまでの独占業務が非独占業務となることはないものと解される。

③ 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること（新法第一条の三第三号）

この業務については、旧法第一条の三においても行政書士の業務として規定されていたものであり、従来どおり、第一条の二の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について、相談に応ずることができることとしたものである。

(3) 行政書士証票の導入について

改正の第三点は、行政書士証票の導入に関することである。従来の規定では、日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を行ったとき、申請者に対し書面による通知を行うとともに、日本行政書士会連合会会則で規定する行政書士登録証を本人に交付することとされていた。しかし、この行政書士登録証は行政書士名簿に登録されたことを証明するものにはすぎず、行政書士の資格証明をするものではないため、例えば行政書士が官公署に書類の提出手続を行う際、行政書士であることの身分証明書の提示を求められたときに、提示できないという不都合が生じていた。

そこでこのような問題を解消するために、日本行政書士会連合会は行政書士の登録をしたときには、行政書士証票の交付をしなければならないこととしたものである（新法第六条の二第四号）。

一方、行政書士の登録が抹消されたとき、又は行政書士が第一四条第一項の規定により業務の停止処分を受けた場合には、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、行政書士証票を日本行政書士会連合会に返還しなければならないこととされた（新法第七条の二第一項）。

さらに、第一四条第一項の規定により行政書士の業務の停止処分を受け、行政書士証票を返還した行政書士が、行政書士の業務を行うことができることとなったときは、その申請があれば、日本行政書士会連合会は、行政書士証票をその者に再交付しなければならないこととされた（新法第七条の二第二項）。

なお、行政書士証票に関し必要な事項については、日本行政書士会連合会の会則で定めることとされている（新法第七条の三）。

(4) その他

前述のとおり、改正法はすでに平成一三年六月二七日に公布されているが、施行日は平成一四年七月一日とされている。これは、改正に伴って必要な所定の準備、特に、行政書士証票の導入にあたっては、日本行政書士会連合会の会則等について規定の整備等を行う必要があることから、所要の準備期間を設けたものである。

なお、附則の第二条において、改正法の施行について必要な経過措置が規定されている。すなわち、行政書士証票の交付にあたり、改正法の施行の際、現に行政書士法第一四条第一項の規定により業務の停止処分を受けている行政書士に対しては、当該行政書士が行政書士の業務を行うことができることとなる前に行政書士証票を交付してはならないとされている。

三 おわりに

以上が改正法の内容であるが、行政書士、行政書士会および日本行政書士会連合会の関係者のみならず、行政書士制度の運用に携わる多くの関係者が、今回の改正の趣旨を十分に理解され、御協力いただくことにより、改正法の円滑な運用が図られることを強く期待するところである。

地方自治 第六四六号

平成十三年九月五日発行

行政書士法の一部改正案が成立!

行政書士が永年悲願としてきた行政手続にかかる代理権を含む『行政書士法の一部を改正する法律案』が6月22日の参議院本会議で可決され成立いたしました。

今回の改正は、規制改革、地方分権、司法制度改革、IT 社会化等、経済社会の変せんに合わせて、行政書士制度全般にわたる見直しが行われた結果、先ず制度基盤整備の第一段階として、国民の利便に資する行政書士業務の内容を明確にするため、①**目的規定の整備(第1条関係)** ②**書類を官公署に提出する手続について代理すること(第1条の3関係)** ③**契約その他に関する書類を代理人として作成すること(第1条の3関係)** ④**行政書士証票の発行(第6条の2第4項関係)** の4項目について行われました。

以下に紙面の都合上、改正法律要綱を掲載します。

行政書士法の一部を改正する法律案要綱	
第一 目的規定の整備	行政書士法は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とするものとする。 (第一条関係)
第二 業務の明確化	行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができるとすること。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないものとする。
一 行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続について代理すること。	
二 行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。	
三 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。	(第一条の三関係)
第三 行政書士証票の交付	日本行政書士会連合会は、行政書士の登録をしたときは、申請者に行政書士証票を交付しなければならないものとする。 (第六条の二第四項関係)
第四 その他	
一 施行期日	この法律は、平成十四年七月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
二 その他所要の規定の整備を図るものとする。	

(傍線部分は改正部分)

《改正のポイント》

1. 目的規定の整備について(「あわせて」の意味)

昨年、弁理士に契約代理権を付与する改正案の際に、「これまでの行政書士法の目的規定は行政に関する手続に限定されており、民間の書類作成が含まれているとは解釈しにくい」との、関係省庁の解釈論が出たため、誤解を生まない措置として「あわせて」の文言が挿入された。

*ここでいう行政とは、広い意味で用いられており、すなわち「官公署」は行政機関に限定されるものではなく、行政事務にいう「行政」は行政機関のみならず、司法機関および立法機関の権限に属する事務も含むとされている。

〈改訂新版「詳解行政書士法」(株)ぎょうせい発行から抜粋〉

2. 業務の明確化について

①第1条の3第1号（提出代理規定）

1条の2の、行政書士が作成することができる書類（官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類）を受けて規定されたもので、許認可申請手続において民法の委任契約により**申請手続を行政書士の職名によって代理することが出来る**こととされた。今後は、申請書の訂正に関しては**行政書士の職印による訂正ができる**こととされるので、行政書士による書類作成は依頼者の利便性を格段に飛躍させることになる。

②第1条の3第2号（作成代理規定）

昨年の弁理士法改正に呼応するもので、**弁護士法72条（弁護士の独占業務）**の解釈を巡っては、**訴訟性のある法律事務に限られる**こと等の政府見解が示された。

契約その他の書類を代理人として作成（民間同士の書類作成）するということは、本人の代理人として自ら契約の相手方に意思表示をすること、その法的効果が本人に帰属すること、すなわち契約締結の代理をすることである。

この規定により、**行政書士は契約書面に代理人として署名することができる。**

*交通事故示談書の場合、加害者が既に責任を認め、示談金がどれほどになるかの話し合い程度であるなら、行政書士が書類作成の一環として取組み、示談書が作成される。これも何ら法的紛争事件に係わる法律事務ではない。（兼子仁東京都立大学名誉教授）

③第1条の3第3号（相談に応じる業務の範囲の拡大）

現行法における「相談に応じる」とは、法律判断を伴う相談は含まないと解されており、又、相談料を請求できる場合とは、書類作成に至らない場合に限られていた。

今回、行政書士が作成することができる書類に、契約書その他の書類を代理人として作成することができることとなり、いわゆる弁護士法72条の法律事務に関する書類の作成となり、その作成の過程における相談とは、法律事務に関する相談であって相談の範囲が、**行政書士の業務として「法律相談」が位置づけられた。**

また、**書類作成に至らない場合でも、作成する場合でも報酬を得ることができる**こととされた。

3. 行政書士証票の交付

（ペーパーベースの資格証明書・電子的な手段による資格証明書）

（1）代理権を有することの証明書

現行法では、登録証明書及び会員証は交付されているが、今回の改正によって、行政書士は**代理人としての行政書士資格証明**（行政書士であることの証）が求められることになる。そのために、**行政書士証票（資格証明書）が交付される。**

（2）行政書士であることの資格証明書

日行連認証局が発行する電子的な行政書士資格証明書の法的位置付けが明確になれば今後申請手続の電子化に伴い、戸籍や住民票等の職務上請求書が電子化された場合、**ネットワーク上で行政書士であることを証明することが可能**になる。

*法改正に伴う日行連会則改正の手続及び認可を経て14年7月1日に施行される。

相続遺言セミナー開催される

法の日である10月1日、三越デパート(札幌市中央区)において、道民と会員を対象とした「相続・遺言セミナー」が開催されました。セミナーは2部構成で52名の出席がありました。

佐藤会長による開催の挨拶の後、札幌国税局資産課税課審理係長の佐藤隆樹氏より「相続と税金について」と題し、課税財産や財産評価、控除など相続税の構造や納付税額の計算、申告や納税方法について講義がありました。特に、講師の「相続税の妙味は財産評価に始まって財産評価に終わる」との言葉には、改めて考えさせられるものがありました。

第2部は、札幌中公証役場公証人の小野澤峯蔵氏より「公正証書遺言について」と題し、遺言の意義や効果、種類などについて、公正証書遺言を中心とした講義がありました。また、行政書士の重要な役割である遺言執行者について、遺言執行者の指定の重要性などについても解説がありました。

セミナー全体としては、広く一般道民をも対象としているので、深く専門的な内容ではありませんが、平易な表現によるわかりやすい講義であったため、参加した道民からは「わかりやすい」「もっと聞きたかった」などの声がありました。



(取材・田中浩貴)

『街頭無料相談会』盛況に終了

相続・遺言セミナーと同日に開催された三越デパートの十字交差点前アーケードにおいて北海道行政書士会主催の初の無料相談会が開催されました。

事前にテレビ放映やラジオでの宣伝を行い、三越前の交差点に設置した会場に幟を揚げ、広報部や応援者の街頭でのパンフレット配布等の効果もあり、10時から相談者が並ぶほどの盛況振りでした。札幌支部より9名の相談員が午前と午後に分かれて配置され相談者との対応をしました。

相談件数は63件で、多い相談員で一人当たり13件もの相談を受けました。

相談内容は相続、遺言、贈与、契約、交通事故、内容証明、年金、賃貸借、その他と多岐にわたるものでした。

1件につき大体平均2～3人の来訪者であり、中にはいろいろな資料を持参し、相談内容によってはその場ですぐに解決への糸口になるように協力者へ相談員が依頼をするなどの動きも見られ、明るい顔に戻って帰られる方や、話しをしているうちに涙ぐみ黙って話しを聞く相談員に非常に感謝をして相談を終える方など、短い時間でしたが悲喜交々の様子を見せ、無事相談会は終了しました。



(取材・鹿野ひとみ)

全道新人研修会報告

1日目

平成13年9月21(金)～22(土)の2日にわたり、札幌市中央区にある北農健保会館にて全道新入会員実務研修会が行われました。

第一日目は全道から56名の会員が集まり、北海道行政書士会業務部池田高明部長の開会挨拶で始まり、10分ほど本会からオリエンテーションがあり10月1日に行われる全道行政書士業務研修会(相続・遺言セミナー)の紹介があり、まもなく講義に入りました。

第一講は北海道行政書士会高度情報化対応委員会委員長の江谷(ごうや)清和講師でテーマは「電子申請と事務所経営」。

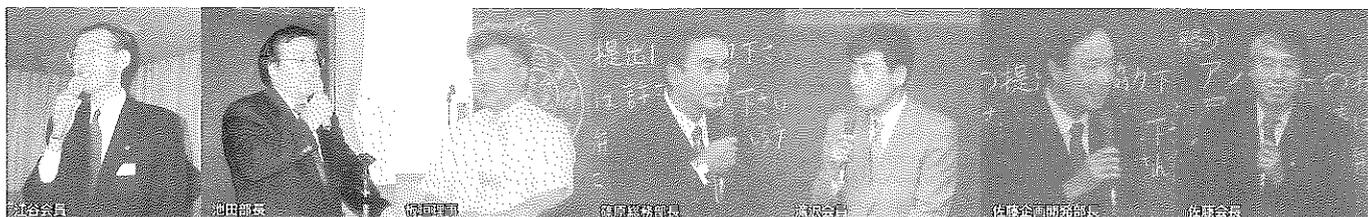
続いて午後から第二講の「車庫証明と自動車登録」の講義が北海道行政書士会監察委員の荒木徹講師のから説明されました。

第一講の江谷講師はインターネットの利点から問題点、電子申請の概念、電子署名、公開鍵、電子商取引等のわかりやすい説明を行い、最後にご自身の事務所のネット環境とe-mailを使用した仕事を公開し、今後PC(パソコン)を使えないと業務の発展はなくビジネスチャンス逃すと熱っぽく語られました。

まず前半は車庫証明について実際に使用する用紙の写しを用いて細かな説明が為されました。自動車登録は各登録において申請書も違えば必要書類も違い、間違いがあれば大変なことになることから事細かな説明がありました。

講義の後のグループミーティングで報酬に関して質問があるなどちょっとしたハプニング(?)がありましたが、行政書士にとって主要業務であることなどから業務の根幹としようとする人またはそうでない人にとっても即実務に結びつく内容の濃い研修であったと思います。

(取材・文責 鹿野ひとみ・西 直人)



2日目

翌日の22日第二日目の研修が北農健保会館にて開催されました。

講義に先立って北海道行政書士会総務部長の篠原賢吾氏より北海道行政書士会の組織と主に取り組んでる事業について講演が為されました。要旨として①建設業相談員について②裁判所における行政書士の活用③高度情報化対応④代理権の4点があげられます。

続いて日行連高度情報通信社会対策本部委員、北海道行政書士会企画開発部長の佐藤文則氏より高度情報化対策について説明がありました。要旨として①電子申請、取引への対応②代理権の電子上の活用③組織の電子化等の説明が為されました。

続いて佐藤隆一会長より、行政書士の新しい動向について説明が為されました。先の法改正について総務省との折衝により、代理申請において委任状は当該官庁が求めたときは必要であり、ほとんどは呈示で足ること、契約においては一方の当事者の代理として押印することができる契約代理人であるとの説明がされました。また今後の法改正において行政書士事務所の法人化等の説明がされました。

その後北海道行政書士会理事の板垣俊夫講師より「会社設立と変更」について研修がありました。実例をもとにし、条文の読み込みをしながら詳細な説明が為されました。会社設立は作成書類の数も多く、何かと迷うところが多い業務ですが、この研修会の膨大な資料を読み込むことにより、業務の助けとなることは確かなことだと思われます。

講義終了後、日行連申請取次行政書士管理委員会委員の滝沢俊行氏により行政書士の申請取次制度の概要について説明が為されました。申請取次の説明の後、新入会員に向けて熱いメッセージを述べられ、受講者が熱心に耳を傾けておりました。

(取材・文責 西 直人)

平成13年度全道新入会員研修会アンケート結果

㊦ 1. 年齢別

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	合計
男性	3	9	8	6	12	1	3	42
女性	1	1	2		1			5
不明							1	1
合計	4	10	10	6	13	1	4	48
%	(8.0)	(21.0)	(21.0)	(12.5)	(27.1)	(2.1)	(8.3)	(100.0)

㊦ 2. 経歴業務(複数回答)

産業廃棄物法	4
都市計画法	2
農地法	5
自動車保管場所法	11
建設業法	11
会社設立、変更	8
相続関係	8
風俗営業法	1
その他	15
業務経験なし	12

㊦ 3. これから取組みたい業務(複数回答)

産業廃棄物法	5
都市計画法	1
農地法	4
自動車保管場所法	7
建設業法	20
会社設立、変更	17
相続関係	20
風俗営業法	2
消費者契約法	7
在留手続関係	5
記帳代行	4
著作権	3
ISO	3
国際取引	2
成年後見人制度	2
その他	11

㊦ 4. 研修会の感想

大変参考になった	29 (60.4%)
参考になった	19 (39.6%)
参考にならなかった	0 (0.0%)

㊦ 5. 今年度の研修科目以外で希望する研修科目(複数回答)

農地法	5
産業廃棄物法	5
風俗営業法	4
契約諸関係	3
著作権	3
都市計画法	2
その他	13

参考 13年度研修科目

第1回	第2回
事務所経営と品位保持 外国人の在留手続 建設業許可申請 相続・遺言	電子申請と事務所経営 車庫証明と自動車登録 会社設立と変更

㊦ 6. 希望する開催方法

今年度と同様の研修	17 (35.4%)
開催回数、研修科目を増やして欲しい	17 (35.4%)
一科目一時間30分程度で多くの科目を取り上げて欲しい	11 (22.9%)
その他	3 (6.3%)

㊦ 7. 現在保有している事務機器(複数回答)

ワ	ー	プ	口	22		
パ	ソ	コ	ン	38		
フ	ァ	ク	シ	ミ	リ	37
コ	ピ	ー	機	23		
平	板	測	量	機	器	1

㊦ 8. インターネットに接続していますか

接続している	31 (64.6%)
接続していない	16 (33.3%)
回答なし	1 (2.1%)

㊦ 9. 電子メールを利用していますか

利用している	30 (62.5%)
利用していない	17 (35.4%)
回答なし	1 (2.1%)

行政書士として、現在抱えている課題・問題について、アンケート及び当日会場での発表をお聞きしたところ、新入会員は開業して間も無い中で、それぞれ業務獲得のため様々な努力をされていることが分かりました。

その一方で悩みも多く抱えておられるようです。その代表的なものが、業務知識をどのように身に付けていくかということ、今一つは業務の獲得方法です。ということから、今回の研修会に寄せられた期待は大きいものがあつたようです。

受講された新入会員の方によっては、受講希望科目も実に多岐にわたっていますが研修会の満足度は、概ね良かったものと受け止めています。

担当部としては、比較的希望の多いもの、時期を得たものを選択するなど、開催方法も含めて今後、さらに工夫をしていきたいと考えております。

(業務部)

平成13年度建設業相談員研修会

■と き：平成13年10月16日(火)

■と ころ：北農健保会館 3階 特別会議室

建設業相談員制度も早いもので今年で4年目を迎えました。各支部の相談員の皆様の献身的な努力により、今年も委託業務の全日程を無事終了いたしました。

本研修会は昨年までは相談員全員を対象に開催されていましたが、本年からは各相談員の負担軽減を考慮し、各支部の業務執行責任者に代議員として参加していただき、研修会の内容に関しては支部において伝達していただくという方式を採用いたしました。

研修会では、冒頭に酒井副会長から相談員の皆様にお礼と労いのご挨拶があり、企画開発部長から業務完了報告がありました。その後各支部から、順次事例発表をしていただき、討議に入りました。

今年で4年目ということもあり、全体的には相談員の処理能力の向上から、処理時間も短縮されスムーズに審査受付業務が処理されていたとの報告が多くありました。ただ、半数近い支部では相談員の不足の報告が有り、今後補充の必要性が出てきております。また、支庁により若干チェックリストの扱いに相違があり、道との調整が必要になってきております。各支部における個別事情についての報告もありました。その他、他士業者を含めた無資格者対策、確認書類の扱いなど各支部から出された問題点及び受託事業の推進に関しては、今後企画開発部で検討し、ご報告するというところで研修会の全日程を終了いたしました。

相談員業務を通して、年々申請者に対して行政書士制度への理解が深まっていくことを確信してきております。制度発展にご尽力いただいております各支部の業務執行責任者及び相談員の皆様には厚くお礼申し上げます。今後も相談員制度への一層のご協力をお願いいたします。

(企画開発部長 佐藤文則)

「市民法律セミナー」開催のご案内

「国際結婚」～法律の壁を乗り越えて～

講師 榎本行雄氏(東京都行政書士会所属)

- 日時 / 12月1日(土) 午後2時～4時まで
(受付:午後1時30分～)
- 会場 / 財団法人 札幌国際プラザ コンベンションホール
札幌市中央区北1条西3丁目 MNビル 5F
- 内容 / 近年、日本人と外国人カップルが結婚するケースが増えています。
「国際結婚」の手続きは、一般にはなかなか理解できない難しい法律の壁があります。
「国際結婚」の法的な手続きを、当事者の国際カップルの立場に立って、易しく説明します。
- 対象 / 市民・学生・行政担当者・行政書士等
- 参加費 / 無料
- 申し込み / 北海道行政書士会 (11月28日締め切り)
TEL (011)221-1121 FAX (011)281-4138

在留資格相談会が開催される

10月5日(金)札幌国際プラザコンベンションホール(札幌市中央区)にて、行政書士北海道在留手続協議会主催・財団法人国際プラザ共催による在留資格等の相談会が開催されました。北海道在住の外国人を対象に年に2回開催されており、今回は本年2回目となります。

7組8名の日本人や外国人が相談に訪れ、「日本人の配偶者等」への在留資格の変更や更新、帰化許可についての相談に対して、通訳を交え協議会の会員が適切なアドバイスを行いました。



(文責 田中浩貴)

国際契約書の作成についての 研修会が開催される

行政書士北海道在留手続協議会は、9月18日、札幌市の「かでる2・7」において

「国際契約書の作成実務」のテーマで研修を行いました。全道から45名の行政書士会員の参加を頂きました。

研修は、この分野の第一人者であり、日本貿易振興会(ジェトロ)の講師も勤めております、北海道貿易コンサルタントの早坂秀男先生を講師に迎えて行われました。

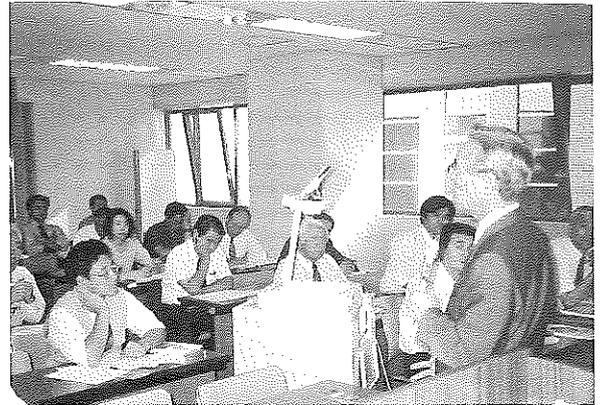
研修は、①国際契約書の性格、②契約書作成上留意すべき点(契約書の正しい読み取り方)、③契約条項中、特に留意すべき規定、の3つの要旨について、国際間の取引における契約の実際を、民族の特徴などを踏まえた内容で、重要な点をわかりやすくユーモアを交えながらお話していただきました。

契約書の作成は行政書士の基本的な業務の1つです。経済のグローバル化により、日本そして北海道においても国際間の取引が増えています。民族によって考え方や慣習の異なる諸外国との取引においては、契約書での取り決めが最も重要となります。

この「国際契約書の作成実務」の研修を受講して、日本で日常関わっている契約書の内容を国際契約書作成の観点から見る事ができるような気がしました。

講師の早坂先生は、国際契約書の作成に関して、直々の相談に乗ってくださることを約束してくださいました。研修に参加された会員の皆さんが国際契約に関わる分野でご活躍することを祈念いたしまして、研修会のご報告とさせていただきます。

北海道在留手続協議会 会長 菊地 利夫



Q & A

Q 9月号の14ページで告訴状・告発状の作成について『新版行政書士マニュアル』という書籍を引用してあるのを読み、同書を購入したいと考えておりますが、探し出すことができませんでした。出版社などを教えてください。

A 引用先の表示が不十分であったことをお詫びします。青山登志朗編著『新版行政書士マニュアル』(第一法規) pp.214からの引用です。行政書士のバイブルのひとつですので、ぜひご購入のうえご活用いただければ幸いです。

なお、アマゾン・ドット・コム (<http://www.amazon.co.jp>) などのオンライン書店では、キーワードによって書籍を検索することができます。ぜひご覧になってみてください。

また、法律や業務のみならず、掲載記事の誤記や不明な点についてもどんどんご質問お待ちしております。



ちょっとした疑問・質問などあれば、としとし送って下さい！
お待ちしております。

Answer

田中浩貴

New face! 新入会員



かなや かずひこ
金谷 和恒 昭和46年9月5日生

札幌支部 平成13年10月2日入会
事務所 札幌市中央区北4条西12丁目1番地44
ライオンズマンション植物園前 407号
TEL 011-272-2257
FAX 011-272-2215

(コメント)

誠実・的確・迅速をモットーに職責を全うすべく、時には諸先輩方の御指導を賜りながら日々努力していきたいと思っております。



ないとう ゆうじ
内藤 裕次 昭和37年3月8日生

札幌支部 平成13年10月2日入会
事務所 札幌市中央区北1条西26丁目3番15号
TEL 011-621-9410
FAX 011-621-9410

(コメント)

会社勤務時代、総務・法務・審査をやってきましたので、経験を生かした仕事をしたいと思っております。よろしくお願い致します。



よしもと まこと
吉本 真 昭和37年4月25日生

札幌支部 平成13年10月2日入会
事務所 札幌市北区北22条西5丁目2番32号
第11松井ビル 2-A号
TEL 011-736-1120
FAX 011-736-1120

(コメント)

10月に登録されたばかりで手続のプロとは到底言えませんが、研鑽を積んで早く一人前になりたいと思っています。



かさい せいいち
葛西 聖一 昭和31年12月24日生

札幌支部 平成13年9月3日入会
事務所 函館市新川町32番2号
TEL 0138-27-7228
FAX 0138-27-7229

(コメント)

この度、9月に入会させていただきました。入会の際に同封されていたパンフレットを見て、改めて行政書士の業務が多岐にわたっているのを知りました。今後は、研修・研鑽を積み、業務のスペシャリストを目指したいと思っています。宜しくお願い致します。



まきぐち ひろゆき
巻口 宏行 昭和17年12月4日生

札幌支部 平成13年10月2日入会
事務所 上磯郡上磯町中野通1丁目15番2号
TEL 0138-73-5281

(コメント)

公務員生活38年を経て、地域の人の役に立つ仕事と考え入会させていただきました。

しっかり勉強して、一人前の行政書士になりたいと思っておりますので、先輩会員の皆様ご指導よろしくお願いいたします。



こうむら ひろし
幸村 弘志 昭和12年8月9日生

小樽支部 平成13年9月3日入会
事務所 虻田郡倶知安町北6条東2丁目9番地
TEL 0136-22-1645
FAX 0136-22-1645

(コメント)

9月から皆様の仲間入りをさせて頂きました。まだ自分の得意とする分野は何なのか？と悩んでおります。これまでの行政経験を生かし、地域の皆様のお役に立つ行政書士でありたいと思っております。



いなば ちづ
稲葉 千津 昭和14年9月6日生

空地支部 平成13年10月2日入会
事務所 岩見沢市7条西3丁目1番地1ヴァイラ・セブン201号
TEL 0126-25-8725
FAX 0126-25-8725

(コメント)

はじめまして。今度、皆様のお仲間入りをさせていただき事となりました。建設業経理事務士としての経験を生かし、日々精進を重ねていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。



事務局の年末・年始休みのお知らせ

年 末：12月29日(土)から

年 始：1月3日(木)まで



<h1 style="margin: 0;">ご 逝 去</h1> <p style="margin: 0;">ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。</p>	支 部 名	会 員 番 号	氏 名	死 亡 年 月 日
	十 勝	1 4 4 5	山 内 昭 二	13.10.17

本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
H13. 9. 7	会報編集委員会	14:30~17:00	本会役員室
H13. 9. 7	行政書士登録調査委員会	15:00~16:30	本会会議室
H13. 9.17	会報編集委員会	16:00~18:00	本会役員室
H13. 9.21	全道新入会員実務研修会	10:00~17:00	北農健保会館
H13. 9.22	全道新入会員実務研修会	10:00~17:00	北農健保会館
H13. 9.22	常任理事会	10:30~17:00	北農健保会館
H13. 9.25	会報編集委員会	15:00~17:00	本会役員室
H13. 9.29	理事会	10:00~17:00	北農健保会館
H13.10. 1	街頭無料相談会	10:00~16:00	三越デパート
H13.10. 1	全道行政書士業務研修会	10:30~14:30	三越デパート
H13.10.10	綱紀委員会	13:00~16:00	本会役員室
H13.10.12	行政書士登録調査委員会	15:00~16:30	本会役員室
H13.10.16	建設業相談員研修会	13:00~16:00	北農健保会館

支部業務研修会開催状況

支 部	開催年月日	開 催 場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 数
札 幌	H13. 8.29	札幌市 かでの2・7	・行政書士業務の電子化と電子申請 に関する展望	北海道行政書士会 札幌支部会員 森木 裕美子	51
	H13. 9.20	札幌市 札幌市教育文化会館	・一般乗用旅客自動車運送事業免許 申請について	北海道行政書士会札幌支部 業務企画部長 荒木 徹 支部長 板垣 俊夫	45
小 樽	H13. 8.25	小樽市 消防番屋	・建設業決算報告書作成のポイント ・経営状況分析申請・経営事項審査 申請関係	北海道行政書士会 小樽支部理事 齋藤 晃司	14
	H13. 9.14	小樽市 小樽市市民センター	・公共工事入札契約適正化法につ いて	北海道行政書士会 札幌支部長 板垣 俊夫	14
	H13.10.13	小樽市 三川屋	・「新報酬額表のうんよう」一般報 酬額の基準をどこに求めるか	北海道行政書士会 小樽支部 業務研修部長 中嶋 秀夫 小樽支部副支部長 大淵 勝敏	15
旭 川	H13. 9.21	旭川市 旭川市ときわ市民ホール	・一般貨物自動車運送事業許可申請	北海道行政書士会 札幌支部会員 鹿野ひとみ	18
室 蘭	H13. 9. 8	虻田町 かんぼの宿洞爺	・21世紀の行政書士像	北海道行政書士会 会長 佐藤 隆一	16
	H13.10.12	室蘭市 室蘭市中小企業センター	・建設業法に基づく許可事務につ いて ・経営事項審査について ・解体工事業の登録について	胆振支庁建設指導課 土木係長 高橋 利明 土木主事 佐々木 美幸	16
釧 路	H13. 9.21	釧路市 釧路市交流プラザさい わい	・「成年後見制度について」	司法書士 表 範雄	7
根 室	H13. 7.21	弟子屈町 川湯グランドホテル	・戸籍届出（特殊事例検討）	北海道行政書士会 根室支部理事 秋山 登	5
	H13.10. 6	弟子屈町 川湯グランドホテル	・行政書士を取り巻く現状 ・行政書士の未来像について	北海道行政書士会 副会長 佐藤 聡	27

表紙のことば

「冬のはじまりの増毛町 旧商屋丸一本間邸」

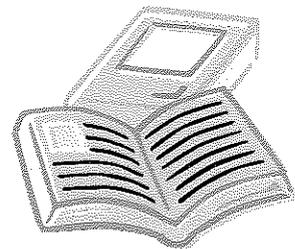
かつて増毛以北の日本海岸地域は、天塩国と呼ばれていた。その中心に、一番文明開化の進んだ都市として増毛が位置づけられていたという。

平成12年4月14日に、北海道指定有形文化財に指定されている「旧商家丸一本間邸」は、明治時代の息吹を感じさせてくれる。呉服店舗・奥の間・奥帳場など興味深い部屋に入り、タイムスリップしてみませんか。

昨年11月から、会報表紙担当という貴重な機会を与えて頂きまして、ありがとうございました。思い通りに描けないことの方が多く、いつも締め切りとの戦いでした。拙い私の絵に命を吹き込んで下さったのは、編集委員のみなさんとスリーエス印刷の小沼さんの、編集にかける熱い思いです。この場をお借りして深くお礼申し上げます。

会員の皆様の今後益々のご発展をこころからお祈り申し上げます。

(表紙絵・文：成田眞利子)



INDEX

目次

ホームページコーナー・電腦行政書士通信	2
Shibu.com ~支部ドットコム~「特集 留萌」	3~6
特集 代理権 ~中級編~	7~11
相続遺言セミナー・街頭無料相談会	12
全道新入研修会報告	13
新入会員研修会アンケート	14~15
平成13年度建設業相談員研修会	15
市民法律セミナー12月1日開催・在留資格相談会	16
国際契約書作成研修会・Q&A	17
新入会員紹介・事務局年末年始のおしらせ	18
本会の主要行事・支部業務研修会開催状況	19
忙中閑有	20

次号の記事の締切は11月20日です。

2001.11.第247号
平成13年11月25日発行

発行人	佐藤 隆 一
編集人	鹿野 ひとみ
編集委員	田中 浩 貴
編集委員	西 直 人
編集委員	斉藤 秀 一
発行所	北海道行政書士会
印刷所	(株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060-0001
取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
北洋銀行本店 (普0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
札幌銀行本店 (普389444)
振替口座 02730-0-8224番

忙中閑有

9月11日に同時多発テロ事件が起こったことは、世界中に大きなショックを与えました。

未だに4千人以上の方が行方不明とのことで、1ヶ月以上も経とうとしているのに現場ではまだ煙が立ち上っているそうです。この影響で航空会社が赤字に転落したり、旅行会社が倒産したり、ますます、暗い気持ちになってきます。

報復と称する空爆が行われ、その空爆に対する報復テロの予告まで報道されています。炭疽菌の感染者が出たと聞くと、これから私たちが安全に暮らして行くには、果たしてどのくらいのコストがかかるのだろうと考えてしまいます。数年前、宗教の名を隠れ蓑に(?)地下鉄の中での事件を思い出します。

こうなるとネット上でも奇怪な噂が飛び交うもので、ワールドトレードセンターの住所番号を打ちこみ拡大すると奇怪な文字が出てくるとか、etc. そういえば以前神戸の小学生殺害事件の時も同じような噂が飛び交いました。

しかし、こんな風に憂いていても何の解決にもなりません。風評や噂、一方的な報道などに左右されることが、一番いけないと思います。宗教上、お互いに相容れない部分もあるとしても、もしくは、長い間の恨みがあるとしても、それを武力に訴えて解決できることは少ないと思います。もちろん、今回の事件で犠牲になられた方のご家族や友人の方の思いを無視することはできませんが、何とか平和的に解決する方法はないのか、お互いの主張を少しでも理解してみよう、できないとしても、少なくともその努力をしなければならないのではないかと思います。

(斉藤 秀一)